

対象建築物	主な構造	特定工程	特定工程後の工程	
新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。 (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅 (いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。) で、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの (2) 法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物 (共同住宅を除く。) で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの (地階を除く階数が 2 以上であるものに限る。)	基礎工事	1. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 (階数 2 以下の建築物を除く) 2. 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造	基礎 (基礎ぐいを除く) に鉄筋を配置する工事の工程 基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程	
	建方工事	ア. 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事 (枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事) の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
	イ. 鉄骨造	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程	
	ウ. 鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはり (平家については、屋根床版) に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程	2 階の床及びこれを支持するはり (平家については、屋根床版) に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱又は壁を取り付ける工事の工程	
エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造	1 階の鉄骨の建て方工事の工程	柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程		

適用除外

- (1) 法第 18 条第 1 項又は第 85 条第 5 項の適用を受ける建築物
- (2) 法第 68 条の 20 第 1 項 (法第 68 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 5 条第 1 項に規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

備考

- ※建て方工事に関する特定工程において、複数の異なる構造を併用する建築物で、上表アからエまでの 2 以上の工事の工程を含むものにあつては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のはいづれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする
- ※中間検査を行う建築物が 2 以上ある場合又は 1 の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。

兵庫県（平成 24 年 6 月 20 日から）

対象建築物	構造	特定工程（※）	特定工程後の工程
新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途に及び規模のもの (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、床面積が 50 m ² を超えるもの (2) 法別表第 1 (い) 欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超え、かつ、3 以上の階数を有するもの（地階を除く階数が 2 以上であるものに限る）	(1) 木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
	(2) 鉄骨造	1 階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
	(3) 鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の床版又は屋根床版を取付ける工事	2 階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2 階の柱又は壁を取り付ける工事
	(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造	1 階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりに鉄筋を配置する工事
	(5) 上記以外の構造のもの	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

適用除外

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の工程を含む建築物
- (2) 法第 18 条第 1 項又は第 85 条第 5 項の適用を受ける建築物
- (3) 法第 68 条の 20 第 1 項（法第 68 条の 23 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定により、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

備考

複数の異なる構造を併用する建築物で、(1) から (5) までの 2 以上の工程を含むものにあつては、(1) の工程が含まれるものは (1) の工程を、それ以外のものはいずれかが早期に終了する工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、(1) から (5) までのいずれかの工程を 2 以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。